

## 6 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービスと、介護保険施設に入所・入院して利用する施設サービスがある。

### (1) 保険給付の状況

各サービスの利用者数

(単位：延べ人数)

区分 \ 年度	13	14	15	16
居宅サービス	82,141	102,191	121,940	138,519
施設サービス	24,994	27,513	29,227	30,452
合計	107,135	129,704	151,167	168,971

#### 居宅サービスの利用状況

居宅サービスは居宅サービス計画(ケアプラン)を作成して利用する。要介護度に応じて保険で利用できるサービスの利用限度額が決まっている。利用者は原則として、限度額内で利用したサービスの1割を負担し、残り9割を保険給付する。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費(受領委任払いを除く)の支給などは、一旦全額を支払って、後日申請をすると9割が払い戻されるしくみ(償還払い)となっている。

居宅サービスの受給者数

(単位：延べ人数)

年度	区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	1ヶ月平均
	13	受給者数	11,286	27,468	16,147	11,397	8,770	7,073	82,141
	構成比	13.7%	33.4%	19.7%	13.9%	10.7%	8.6%	100%	
14	受給者数	16,728	35,239	19,701	13,572	9,641	7,310	102,191	8,516
	構成比	16.4%	34.5%	19.3%	13.3%	9.4%	7.1%	100%	
15	受給者数	18,293	43,824	21,893	16,687	12,347	8,896	121,940	10,162
	構成比	15.0%	35.9%	18.0%	13.7%	10.1%	7.3%	100%	
16	受給者数	16,029	53,665	24,207	19,286	14,562	10,770	138,519	11,543
	構成比	11.6%	38.7%	17.5%	13.9%	10.5%	7.8%	100%	

居宅サービス種類別経費

(単位：円)

サービスの種類	13年度	14年度	15年度	16年度
訪問介護	3,342,382,386	4,182,217,417	4,980,830,869	5,441,779,418
訪問入浴介護	323,018,801	331,446,896	373,249,948	369,470,821
訪問看護	473,666,210	490,348,001	527,906,754	578,082,274
訪問リハビリテーション	16,611,500	17,817,146	18,191,601	13,670,443
通所介護	1,294,789,763	1,797,053,374	2,138,063,822	2,595,526,736
通所リハビリテーション	423,265,217	507,879,313	556,567,806	624,257,611
福祉用具の貸与	413,020,092	580,804,803	765,583,866	894,905,829
短期入所	565,816,426	622,034,396	649,099,467	689,559,981
居宅療養管理指導	94,630,849	127,637,130	142,294,389	168,286,400
認知症対応型共同生活介護	64,772,065	100,650,258	220,685,392	411,788,523
特定施設入所者生活介護	341,062,545	477,567,160	685,854,613	1,023,385,112
居宅介護支援	603,931,140	733,378,330	1,043,052,404	1,182,361,227
福祉用具購入費	41,625,530	56,878,155	61,575,558	59,264,782
住宅改修費	139,401,217	181,425,978	201,400,013	188,874,486
合 計	8,137,993,741	10,207,138,357	12,364,356,502	14,241,213,643

居宅サービス利用人数

(単位：延べ人数)

サービスの種類	13年度	14年度	15年度	16年度
訪問介護	47,240	61,767	76,294	87,819
訪問入浴介護	6,713	6,935	7,547	7,123
訪問看護	12,099	12,958	14,654	16,256
訪問リハビリテーション	1,026	1,186	1,216	844
通所介護	24,228	28,800	32,838	38,027
通所リハビリテーション	7,045	8,719	9,987	10,762
福祉用具の貸与	30,509	41,798	52,509	60,744
短期入所	6,500	8,111	8,983	9,442
居宅療養管理指導	10,397	12,773	14,863	16,685
認知症対応型共同生活介護	275	429	951	1,713
特定施設入所者生活介護	1,884	2,649	3,811	5,562
居宅介護支援	77,346	95,947	114,313	128,926
福祉用具購入費	1,494	2,030	2,202	2,123
住宅改修費	1,158	1,530	1,799	1,687
合 計	227,914	285,632	341,967	387,713

### 施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わし入所・入院することによってサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者は食事の標準負担や日用品などを除いて、原則として1割を負担し、残り9割を保険給付する。

### 施設サービスの受給者数

(単位：延べ人数)

施設・要介護度区分		13年度	14年度	15年度	16年度
介護老人福祉施設	要支援	112	53	13	2
	要介護1	1,822	1,684	1,347	1,037
	要介護2	2,029	2,129	2,169	1,958
	要介護3	2,701	2,925	3,027	3,180
	要介護4	4,190	4,449	4,911	5,250
	要介護5	3,045	3,029	3,750	4,947
	施設別計	13,899	14,269	15,217	16,374
介護老人保健施設	要支援	-	-	-	-
	要介護1	1,063	1,184	1,012	751
	要介護2	1,468	1,725	1,479	1,400
	要介護3	1,945	2,077	2,141	1,953
	要介護4	1,936	1,915	2,019	2,305
	要介護5	665	654	720	966
	施設別計	7,077	7,555	7,371	7,375
介護療養型医療施設	要支援	-	-	-	-
	要介護1	120	172	128	97
	要介護2	275	273	403	273
	要介護3	516	649	793	803
	要介護4	1,430	2,210	2,411	2,150
	要介護5	1,677	2,385	2,904	3,380
	施設別計	4,018	5,689	6,639	6,703
要介護度別 計	要支援	112	53	13	2
	要介護1	3,005	3,040	2,487	1,885
	要介護2	3,772	4,127	4,051	3,631
	要介護3	5,162	5,651	5,961	5,936
	要介護4	7,556	8,574	9,341	9,705
	要介護5	5,387	6,068	7,374	9,293
	合計	24,994	27,513	29,227	30,452
1か月平均		2,083	2,293	2,436	2,538

施設サービス種類別経費

(単位：円)

施設	13年度	14年度	15年度	16年度
介護老人福祉施設	3,672,978,156	3,702,808,227	3,759,280,891	4,065,514,997
介護老人保健施設	1,758,813,352	1,919,137,651	1,810,270,699	1,836,132,627
介護療養型医療施設	1,445,358,510	1,937,294,767	2,334,321,619	2,392,600,517
食事費用	1,151,531,430	1,248,112,300	1,342,938,000	1,402,941,770
合計	8,028,681,448	8,807,352,945	9,246,811,209	9,697,189,911

(2) 低所得者の利用者負担減額

介護サービスを利用した場合に、利用者は原則1割を負担する。低所得者が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策をとっている。

高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額の世帯合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。

(単位：件・円)

年度	区分	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	区民税世帯非課税者	区民税世帯課税者	合計
		上限 15,000円	上限 24,600円	上限 37,200円	
13	件数	2,339	11,218	2,655	16,212
	金額	22,173,078	71,161,341	12,633,684	105,968,103
14	件数	2,605	15,124	4,636	22,365
	金額	27,209,289	97,831,390	22,092,914	147,133,593
15	件数	3,835	16,215	5,229	25,279
	金額	36,542,143	99,367,841	24,666,047	160,576,031
16	件数	4,999	18,651	5,994	29,644
	金額	46,156,502	113,144,048	29,505,322	188,805,872

食事の標準負担額(食費)の減額

介護保険施設の入所・入院者で区民税世帯非課税者等に対して、申請に基づき食事の標準負担額(1日あたり780円)を減額する。

(単位：人)

年度	区分	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	区民税世帯非課税者	合計
		日額 300円	日額 500円	
13		132	643	775
14		170	742	912
15		218	1,062	1,280
16		236	1,269	1,505

#### 訪問介護利用者負担額の減額

国の特別対策により、平成11年度中に区のホームヘルプサービスを無料で利用していた障害者への利用者負担を10%から3%に減額した。低所得者についても同様に実施したが、平成15年7月からは6%に変更した。

練馬区では、12年度から対象を国の基準より拡大して実施し、さらに13年度から16年度まではその範囲を、制度開始後に利用を開始した区民税世帯非課税者まで拡大した。

区分 年度	認定証交付者数 (人)	公費支払人数 (延べ人数)	経費(円)
13	2,833 (345)	26,505 (3,684)	131,979,329 (23,424,269)
14	3,104 (311)	28,931 (3,505)	145,089,339 (23,904,937)
15	3,579 (371)	28,097 (2,984)	117,596,087 (23,221,560)
16	3,323 (328)	28,402 (3,117)	96,864,630 (23,296,907)

注：( )内は障害者施策による訪問介護利用者分

#### 生計困難者に対する利用者負担額の減額

世帯非課税者等の一定の条件に該当する方が、減額を申し出た事業者の対象サービスを利用した場合、利用者負担額を半額に減額する制度を、14年度から開始した。

区分 年度	認定証交付者数(人)	助成件数 (件)	助成金額 (円)
14	395	3,121	12,338,162
15	611	4,417	14,773,440
16	557	4,674	18,815,869

#### 災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により1割の負担額を一定期間減額・免除する。

12～16年度	減額・免除なし
---------	---------

#### 境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する方について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。

適用される費用は、食事の標準負担額、高額介護サービス費および保険料などである。

区分 \ 年度	13	14	15	16
軽減者数(人)	0	0	6	10
適用の種類			食事の標準負担額	食事の標準負担額 高額介護サービス費

### (3) その他

#### 住宅改修理由書作成に対する支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が居宅介護(支援)住宅改修費の申請に係る理由書を作成した場合、これらの者に対して介護保険対象外のサービスである介護予防・地域支えあい事業(高齢者等の生活支援事業)として助成を行う。平成15年度から、助成条件が変更され、件数が減少した。

助成額は、1件あたり2,000円である。

区分 \ 年度	13	14	15	16
助成件数(件)	989	1,374	615	264
助成額(円)	1,978,000	2,748,000	1,230,000	528,000

#### ケアプラン作成

居宅サービスを利用する場合には、ケアマネジャーに居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼する。また、ケアプランは自分で作成することもできる。

(単位：延べ件数)

区分 \ 年度	13	14	15	16
ケアプラン作成依頼届出数	80,655	98,644	116,736	114,492
自己作成計画受付数	44	64	48	44

#### 暫定サービス利用支援

平成13年度から、要介護認定申請中に死亡するなど要介護認定結果が出せなかった方が、暫定ケアプランによりサービスを利用した場合に、保険給付相当額を支給する練馬区独自の事業を実施している。

区分 \ 年度	13	14	15	16
件数(件)	4	3	5	6
支給額(円)	304,070	60,600	134,051	77,760

### 給付の適正化

給付の適正化を図るため、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償や、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。第三者行為求償事務については、国保連合会に委託している。

#### 不適切な算定による返還請求

年度	12	13	14	15	16
件数	0	1	3	2	2

#### 第三者行為求償（申請件数）

年度	12	13	14	15	16
件数	0	0	3	1	0

### （４）保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられる。

#### 1年間滞納した場合（支払方法の変更）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、後日申請により9割分が払い戻される。

#### 1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用している介護サービスの給付費(9割)の一部または全額を一時的に差し止める。さらに滞納が続く場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を控除する。

#### 2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられる。また、高額サービス費の支給が受けられなくなる。

年度	13	14	15	16
件数	0	2名2件	3名4件	17名18件
種類		支払方法の変更	支払方法の変更(2) 給付額の減額(2)	支払方法の変更(2) 給付額の減額(16)

各年度の件数は、前年度から引き続き処分中のものも含む